



2022年4月12日

各 位

会 社 名 株式会社 大 和  
代表者名 取締役社長 宮 二 朗  
(コード番号：8247 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役業務本部長 坂 本 哲 治  
(TEL076-220-1100)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年5月26日開催予定の第106期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条第1項を新設するものであります。
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するため変更案第14条第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、インターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更内容は以下の通りであります。（下線部分が変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<b>第14条</b> <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><b>第 1 4 条</b>  <u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u>  <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>  2. <u>当社は、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面において、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について記載することを要しないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><b>第 1 条</b>  <u>変更前定款第 1 4 条の規定の削除及び変更後定款第 1 4 条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u>  2. <u>施行日から次の定めを有するものとする。</u>  <u>なお、本定めは、施行日から 6 か月を経過した日、もしくは施行日から 6 か月以内に開催する最後の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>  3 <u>本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>
(新設)	

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年5月26日（予定）  
定款変更の効力発生日 同 上 （予定）

以 上